国立国会図書館　タイトル『芋問屋訴訟』 請求記号 ち二-68

国立国会図書館　タイトル『芋問屋訴訟』請求記号 ち二-68

国立国会図書館　　タイトル『芋問屋訴訟』　請求記号　ち二-68

石恐以書付奉願上ハ

[illegible]私頭左ニ或様六ヶ村役人惣代ニ為ニ

清左遣御代官所下総国千葉郡畑村名主

八郎左遣同御代官所同国同郡七作村古料

同次右遣奉申上ハ私共村ニ義ニ山野附畑方

ニ已多ク至ニ古地不宜変ニ作物ニ地所不遠

ハ可ニ求ニ薩摩半当ニ作附仕右作徳

助成ニ公御年貢上納ニ為役諸支渉未相勤

百姓相續仕ハ後ニ為古半賣捌万ニ候ニ

仕右ハ問屋ニ申候ニ山方荷主勝ニ生業

国立国会図書館　タイトル『芋問屋訴訟』　請求記号 ち二-68

国立国会図書館　タイトル『芋問屋訴訟』 請求記号 ち二-68

国立国会図書館　タイトル『芋問屋訴訟』 請求記号 ち二-68

国立国会図書館　タイトル『芋問屋訴訟』　請求記号 ち二-68

三丁目家を忠三傷口下九丁目家持局大郎
本芝三丁目家を源次郎芝金杉三丁目主傷
底金蔵元隠町甚三傷底平三郎足六腰町
平七底彰蔵芝江三丁目仁三傷底苔蔵雑波町
勝太郎底平吾堀江町三丁目与三傷底長八
口下武丁目家を熱右衛門本銀町三丁目六三郎
底久三傷日本橋西川岸町長八底金三傷弥合
三倍七人内訓合を公議定致遠慮内実中合
即用恐事家右右家之記の者人賞不致
手浪之外仁此外山方一内親父此年打掴今殺
私共村々積入此荷物右漁師の大勢之右者
右宛之送状者源出し仕前八月二日江戸

国立国会図書館　タイトル『芋問屋訴訟』 請求記号 ち二-68

国立国会図書館　タイトル『芋問屋訴訟』　請求記号 ち二-68

国立国会図書館　タイトル『芋問屋訴訟』 請求記号 ち二-68

服前ニ此類ヲ發シ出ス所也

御懸ニ而下金鞍ニ付出候ニ　御仁恵ニ

其荷物乗利ニ潰ルト者船ニ吋ニ荷物出候ニ

御ニ而中ニ御用ニ革車ニ而ニ御身ニ而ニ者ニ

仕度ニ者ニ上ニ而山方ニ而ニ一日出精ニ御用ニ革御

ニ者ニ又ニ不成ニ而ニ仕ニ而ニ右ニ者ニ者ニ不

其隙ニ荷物ニ屋ニ疊捌ニ而ニ御身

ニ而ニ金ニ依ニ而ニ論失費ニ不相成ニ賞捌

車ニ而ニ車ニ而ニ而ニ山方ニ相ニ而ニ其節ニ而ニ成

御當地ニ相場ニ而ニ御ニ而ニ御ニ而ニ相濟

鞍ニ付大小ニ可姓ニ此雜ニ相續ニ美ニ

御仁恵ニ雜有ニ仕合年存ニ此ニ而ニ成ニ

御仁恵ら難有仕合年存ひ以後成至ゝ

享

御慈悲ゝ祝儀七年頼上ひ以上

二ツ木清左衛門代官

金田想川郎

遠山近江守知行所

少領国千葉郎

畑村

二ツ木清左衛門代官

同国川郎

長谷村古刹

上杉景之命知行所

同国川郎

南柏井村

小栗右脇知行所

同国川郎

天下村

柏井村

遠山勝之命知行所

同国川郎

宛鴻村

小栗左近

吉田収勝知行所

浮新能也守組ゟ分領知

同国川郎

横橋村

浮新能也守組ゟ分領知

同国川郎

国立国会図書館　タイトル『芋問屋訴訟』 請求記号 ち二-68

国立国会図書館　タイトル『芋問屋訴訟』　請求記号 ち二-68

御奉行所様

天保十二丑年十一月

一、高弐百石
　　三浦清蔵
　　名前
　　外ニ
一、高弐百石
　　三浦清蔵
　　名前
　　外ニ

右者武蔵国久良岐郡
　　村
　　名主
　　組頭
　　百姓代

武蔵国久良岐郡
　　村
　　名主
　　組頭
　　百姓代

御奉行所様

国立国会図書館　　タイトル『芋問屋訴訟』　請求記号 ち二-68